

死亡された後期高齢者医療の被保険者に係る診療報酬明細書等 (レセプト) の情報提供について

1 情報提供の申出ができる方

次のいずれかに該当する方に限ります。

- (1) 死亡された被保険者の配偶者、父母、子、祖父母及び兄弟姉妹（以下「遺族」という。）
- (2) (1)の遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の遺族から委任を受けた任意代理人

2 情報提供の申出手続に必要な書類

- (1) 「情報の提供に係る申出書」
- (2) 申出者本人を確認することができる書類（次のいずれか）

①健康保険の資格確認書 ②運転免許証 ③旅券 ④在留カード又は特別永住者
証明書 ⑤個人番号カード ⑥その他本人であることを確認できる書類

- (3) 申出者が遺族の代理人である場合（次のいずれか）

【法定代理人】①家庭裁判所の証明書 ②その他法定代理人の資格を証明する書類
※申出をする日前30日以内に作成されたものに限る

【任意代理人】①委任状 ②その他任意代理人の資格を証明する書類
※申出をする日前30日以内に作成されたものに限る

- (4) 被保険者の死亡の事実及び遺族であることを確認することができる書類

①戸籍謄本又は抄本（除籍を含む。） ②死者が消除された住民票（除票）の写し
③その他死亡の事実及び被保険者の遺族であることを証明する書類

3 第三者の個人情報を含む場合

- (1) 第三者への意見照会

当該第三者に対し、レセプト等を情報提供することについての意見照会を行うことがあります。

- (2) 第三者への情報提供の通知

第三者がレセプト等の情報提供について反対している場合において、申出者に情報提供を行う場合は、当該第三者に対し、情報提供することを通知します。

4 情報提供の決定

情報提供の申出のあった日から30日以内にレセプト情報の提供をするかどうかの決定を行います。

情報提供の申出のあったレセプト等について、何らかの事情（保存期限到来等）により、その存在が確認できない時には、提供できない場合があります。この場合、電算システム上に保存されている受診記録について、情報提供します。

5 提供の方法

(1) 閲覧

広域連合の事務所で閲覧していただきます。事務所にて、「死者情報の提供について（お知らせ）」及び申出者本人であることが確認できる書類（2(2)の書類）を提示してください。

(2) 写しの提供

① 事務所で提供する場合

広域連合の事務所で写しを提供します。事務所にて、「死者情報の提供について（お知らせ）」、申出者本人であることが確認できる書類及び領収書を提示してください。

② 郵送で提供する場合

費用の納付を確認した後、「本人限定受取郵便」にて郵送します。金融機関窓口で納付された日から、広域連合が納付を確認するまでに1週間程度かかることがあります。

6 写しの提供に係る費用

写しを提供するときには以下の費用がかかります。

「死者情報の提供について（お知らせ）」に同封されている納付書により納付してください。

写しの提供の方法	費 用
① 事務所で提供	白黒コピー 1枚10円（両面の場合は20円）
② 郵送で提供	白黒コピー 1枚10円（両面の場合は20円） ＋ 郵送料（一般書留480円＋本人限定受取270円 ＋郵送料140円以上（※重さによる））

7 その他

- (1) レセプト等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために一定の基準に従って記載されたものであり、保険診療以外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 広域連合では、診療内容に関するお問い合わせについて、お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 情報提供することによって、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがあると判断した場合は情報提供できません。

【お問い合わせ】

京都府後期高齢者医療広域連合 総務課

〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸5階

電話 075-344-1202 F A X 075-344-1251